

日薬連発第123号
平成31年2月18日

加 盟 団 体 殿

日 本 製 薬 団 体 連 合 会

医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 147」の提供について

標記について、平成31年2月15日付け事故防止211号にて(公益財団法人)日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業執行理事より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

事故防止 211号
平成31年2月15日

関係団体 殿

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 147」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、2月15日に「医療安全情報 No. 147」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生予防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

医療事故情報収集等事業

医療
安全情報

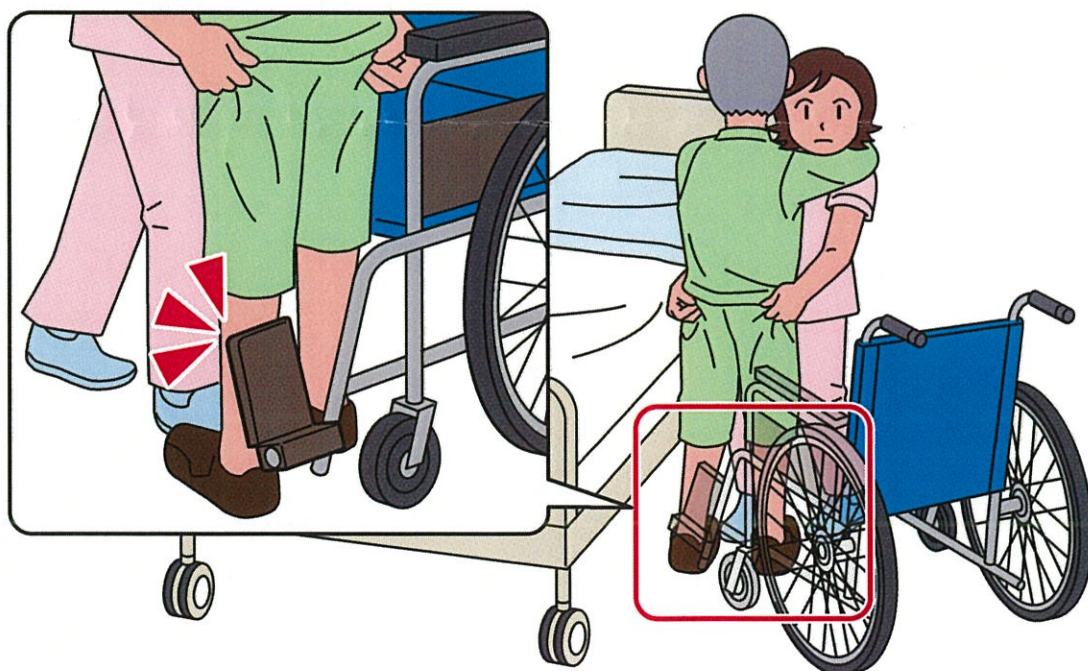
車椅子のフットレスト による外傷

No.147 2019年2月

医療者が患者を支えて車椅子へ、または車椅子から移乗した際、患者の下肢がフットレストに接触して外傷を生じた事例が18件報告されています(集計期間:2014年1月1日~2018年12月31日)。この情報は、第54回報告書「分析テーマ」で取り上げた内容をもとに作成しました。

患者の下肢が車椅子のフットレストに接触して外傷を生じた事例が報告されています。皮膚が脆弱な患者の場合、皮膚損傷を生じる可能性が高まります。

事例1のイメージ



車椅子のフットレストによる外傷

事例 1

患者はプレドニン内服と全身浮腫のため、皮膚が脆弱な状態であった。看護師が患者を支えて車椅子からベッドへ移乗する際、患者のズボンの裾が持ち上がり下肢にフットレストが直接当たっていた。移乗後に患者が下肢の痛みを訴えたため確認すると、皮膚が裂けて約8×5cmにわたり筋膜が露出していた。医師の診察後、18針縫合した。

事例 2

ベッドから車椅子へ移乗する際、理学療法士が患者を前方から支え、看護師2名が介助した。立位になり、車椅子に座るように身体の向きを変える時に誰も患者の下肢を確認していなかった。患者が「痛い」と言ったため確認すると、フットレストに下肢が当たっており出血していた。外科医師が7針縫合した。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・患者の状態を把握し、介助方法や介助する人数を検討する。
- ・フットレストにカバーをつける。
- ・皮膚が脆弱な患者の移乗時は、ズボン・靴下などを着用して下肢を保護する。

消費者安全調査委員会が公表した「手動車いすのフットサポート 続報」(2017年8月25日)では、皮膚損傷の発生について注意喚起しています。

http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/information/pdf/csic_information_170825_0001.pdf

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.med-safe.jp/>